

和ト協発第123号
令和6年12月23日

会 員 殿

(公社)和歌山県トラック協会
会 長 阪本 享三

**Gマークステッカー購入費用助成事業の実施について
(助成金のご案内)**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、Gマーク取得を荷主企業や地域社会にPRするため、2024年度の安全性評価事業において、認定（新規、更新）を受けた会員事業所に対し、Gマークステッカー購入費用の一部助成を行うこととなりました。

別紙要綱のとおり実施いたしますのでご活用頂きますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 助成期間 令和7年1月6日～令和7年2月28日
2. 助成金額 Gマークステッカー（車両用）を購入した事業所
1事業所につきステッカー購入費用（税抜）の1/2
上限 5,000円
3. 助成対象者 (公社)和歌山県トラック協会会員事業者で2024年度に新規・更新申請を行い、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関のGマーク認定を受けた和歌山県内の事業所
4. 申 込 先 別紙申請書及び添付書類を当協会宛持参または送付して下さい。
〒640-8404 和歌山市湊1414番地
(公社)和歌山県トラック協会 交付金課
TEL (073) 422-6771

以 上

Gマークステッカー購入助成金交付要綱

令和3年4月1日 制定

令和5年4月1日 改定

公益社団法人 和歌山県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 和歌山県トラック協会（以下「協会」という。）は、Gマークの普及、PRを図るため、Gマークステッカー（以下「ステッカー」という。）を購入した会員事業者に対して購入費用の一部を助成する。

(助成対象)

第2条 助成対象は、当該年度の安全性評価事業において認定（新規・更新）を受けた和歌山県内の事業所とする。但し、協会々員事業者で会費の滞納がない事業者とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度にステッカーを購入した場合、1事業所につき購入費用（税抜）の1/2 上限5,000円を助成する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員事業者は、様式1「Gマークステッカー購入助成金交付申請書」により助成期間内に申請を行うものとする。

2. 前項の申請には、Gマーク認定証（写）、請求書（写）、領収証（写）の他 協会で定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(助成金の交付)

第5条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その申請に係る事業の内容が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して、助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則) (令和3年3月4日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年4月1日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

年 月 日

Gマークステッカー購入助成金交付申請書

公益社団法人 和歌山県トラック協会会長 殿

事業所名

代表者名

電話番号

担当者

印

この度、Gマークステッカーを購入いたしましたので、購入費用の一部助成を受けるため、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 助成金申請額

円

※1事業所につきステッカー購入費用(税抜)の1/2 上限5,000円
複数事業所分を一括申請される場合は合計金額を記入して下さい。

2. 振込先金融機関

金融機関名	支店名	種別	口座番号	ふりがな 口座名義
		普通・当座	No.	

3. 添付書類

- (1) Gマーク認定証 (写)
- (2) ステッカー費用支払に係る請求書 (写)
- (3) ステッカー費用支払に係る領収証 (写)

※購入した事業所名がわかる請求書・領収証を添付して下さい。

領収証としてインターネットバンキング利用時の「決済完了画面の印刷」を使用される場合は、振込日以降に印刷した書類(支払い完了が確認できる書類)を添付して下さい。